

福島県国民健康保険団体連合会総会議事録

令和6年7月26日、次により福島県国民健康保険団体連合会の総会が開催された。

- 1 日 時 令和6年7月26日（金） 午後1時31分より
午後2時50分まで
- 2 場 所 福島市鎌田字卸町10番の1
ウィル福島アクティおろしまち 1階 コンベンションホールB
- 3 出席者 出席保険者 44 保険者
委任状提出の保険者 18 保険者
事務局 8 名

計 70 名

4 会議の目的事項

[報告事項]

- 報告第1号 令和5年度補正予算の専決処分について
報告第2号 令和6年度補正予算の専決処分について

[議決事項]

- 議案第1号 令和5年度事業報告について
議案第2号 令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について
- 1 一般会計
 - 2 診療報酬審査支払特別会計
 - A 業務勘定
 - B 国民健康保険診療報酬支払勘定
 - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
 - D 出産育児一時金等に関する支払勘定
 - E 抗体検査等費用に関する支払勘定
 - 3 後期高齢者医療事業関係業務特別会計
 - A 業務勘定（後期高齢）
 - B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
 - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）
 - 4 国保基金特別会計

- 5 介護保険事業関係業務特別会計
 - A 業務勘定(介護)
 - B 介護給付費等支払勘定
 - C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定(介護)
- 6 障害者総合支援法関係業務等特別会計
 - A 業務勘定(障害者総合支援)
 - B 障害介護給付費等支払勘定
- 7 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
 - A 業務勘定(特定健診・特定保健指導)
 - B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
- 8 妊婦健康診査委託料支払特別会計
- 9 レセプト点検業務特別会計
- 10 職員退職金特別会計
- 11 令和5年度末財産目録
 - ◎ 監査報告

- | | |
|--------|---|
| 議案第3号 | 令和6年度一般会計歳入歳出補正予算(第2号)について |
| 議案第4号 | 令和6年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について
A 業務勘定 |
| 議案第5号 | 令和6年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について
A 業務勘定(後期高齢) |
| 議案第6号 | 令和6年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について
A 業務勘定(介護) |
| 議案第7号 | 令和6年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について
A 業務勘定(障害者総合支援) |
| 議案第8号 | 令和6年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について
A 業務勘定(特定健診・特定保健指導) |
| 議案第9号 | 令和6年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について |
| 議案第10号 | 役員の補欠選任について |
| [その他] | |

5 会議の状況と顛末

(1) 開会 (午後1時31分)

高橋副会長(桑折町長)が次のとおり開会のことばを述べた。

只今より福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を開会いたします。どうぞよろしく願います。

(2) 挨拶

添田副会長(天栄村長)が次のとおり開会の挨拶を行った。

国保連合会 会長代行の任を仰せつかっております天栄村長の添田でございます。所要により本日欠席でございます三保会長に代わりまして、御挨拶をさせていただきます。

まず本日は、大変御多用の中、国保連合会、通常総会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、本会の運営にあたりましては、日ごろより格別の御理解と御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、国保を取り巻く最近の情勢でございますが、御承知のとおり、本年12月2日に、現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。マイナ保険証は、我が国の医療DXの基盤として、極めて重要な施策の一つであり、国においても、利用促進に取り組んでおりますが、まだまだ利用率が低く、普及が進まない状況にあります。本会といたしましても、引き続き、利用促進に向けた支援に取り組んでまいります。

続いて、被用者保険の適用拡大についてです。就労形態の多様化等を背景として、短時間労働者の被用者保険の適用拡大が図られております。今後の更なる適用拡大に伴う国保被保険者の減少は、財政面への影響が懸念されるばかりではなく、国保制度の存続そのものに大きな影響を与えかねないものと危惧をしております。引き続き、国の議論の動向を注視してまいりたいと存じます。

最後に本会の状況につきまして、基幹システムでございます国保総合システムが、本年3月にクラウド環境へ移行し、現在、大きな問題もなく稼働しております。

今後は、課題となっております保守運用経費の削減に向けまして、クラウドのあり方や、実装する機能の見直しなど、システムの最適化を図るべく国保中央会とともに取り組んでまいります。

質の高い保険者サービスの提供と、透明で健全な事業運営によりまして、満足され、信頼される、本会の役割と責任を果たしてまいり所存でございますので、皆さまにおかれましては、本会に対します引き続きの御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本日の総会は、令和5年度の事業報告及び決算が主な案件となっております。

慎重なる御審議の上、御承認を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、開会のあいさつといたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(3) 来賓紹介

司会より来賓として出席された次の方を紹介した。

福島県保健福祉部国民健康保険課長 橋内 俊之 氏

福島県国民健康保険課の橋内でございます。皆様方には日ごろから国保事業の円滑な運営に御尽力をいただいております。心から感謝を申し上げます。現在、県におきましては、令和 11 年度に予定している保険料水準の統一に向けまして、市町村の皆様と協議をさせていただきながら策定作業を進めているところでございます。各保険者の皆様方との緊密な連携・協力のもと、国保事業の円滑な運営に取り組んでまいりたいと考えてございますので、引き続き御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

(4) 出席者報告

司会より本総会の出席者数及び本総会が成立する旨報告した。

現在の保険者数	62 保険者
出席保険者数	44 保険者
委任状提出保険者数	18 保険者

(5) 議 事

事務局の推薦により岡部町長（古殿町）が議長になり議事に入った。その際議長より、議事録署名人については議長が署名することになる旨説明した。

[報 告 事 項]

報告第 1 号 令和 5 年度補正予算の専決処分について

報告第 2 号 令和 6 年度補正予算の専決処分について

ア. 議長が報告第 1 号及び報告第 2 号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 事務局次長兼総務課長が報告第 1 号について次のとおり説明を行った。

総務課長と申します。よろしくお願ひいたします。

報告第 1 号及び第 2 号につきまして、一括で御報告、御説明させていただきます。

議案書 1 ページをお開き願ひます。

まず初めに、報告第 1 号は、令和 5 年度補正予算の専決処分についてとなります。本来であれば総会における議決事項となりますが、国保法の規程に基づきまして、理事会に認められております専決処分を行っておりますので、本総会において御報告申し上げます。

令和 5 年度予算、記載の六つの会計について、補正をさせていただいております。

各会計の補正、専決処分は、いずれも共通の理由によるものでございまして、令和 5 年度に計画・実施をいたしました標準システムの更改、下に米印で記載をしております三つのシステムの入替えにあたりまして、委託電算会社と契約しておりました作業内容が変更とな

りました。

契約の変更によりまして、各会計から支出を予定しておりました委託料総額 680 万円が減額となったため、補正をさせていただいたものでございます。

書面表決により各理事の方々に御承認をいただきまして、令和 6 年 3 月 27 日付けで専決処分をさせていただきました。

2 ページ以降、議決をいただきました会計ごとの議案書を添付しておりますが、個別の詳細については、説明を省略させていただきます。

続きまして、資料 21 ページまでお進みいただきたいと思います。

報告第 2 号は、令和 6 年度の補正予算に関する専決処分の御報告となります。1 の令和 6 年度一般会計の補正となりまして、(1) 専決処分の理由の下に事業詳細をまず先に御覧をいただきたいと思います。

経済対策、介護・障害福祉職員への賃上げ、処遇改善対策として、国がサービス事業所へ補助金等を交付するという事業でございます。

上の専決処分の理由に記載をしましとおり、福島県からの依頼を受けまして、補助金等の交付に係る業務の一部、事業所等の情報提供となりますが、引き受けることとなりまして、事務経費にかかる補正が必要となったものでございます。

歳入・歳出それぞれ 100 万 6,000 円の補正をさせていただきました。

専決処分年月日は同じく 書面により御承認をいただきました令和 6 年 3 月 27 日でございます。22 ページ以降に、参考まで議案書を載せております。

以上、報告第 1 号令和 5 年度補正予算報告第 2 号令和 6 年度補正予算専決処分の内容につきまして御報告をさせていただきました。

御了承いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ．議長が報告第 1 号及び報告第 2 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、事務局報告のとおり了承願いたいと述べた。

[議 決 事 項]

議案第 1 号 令和 5 年度事業報告について

議案第 2 号 令和 5 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について

ア．議長が議案第 1 号及び議案第 2 号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ．参与兼事務局長が議案第 1 号について次のとおり説明を行った。

それでは、議案第 1 号「令和 5 年度事業報告」について御説明申し上げます。

お手元の議案書の 27 ページからが議案第 1 号となります。1 枚おめくりいただき 28 ページを御覧ください。

はじめに、第 1 の一般状況でございます。1 の役員の状況につきまして、令和 6 年 3 月 31 日現在では記載のとおりでございますが、4 月以降、役員 2 名の退任に伴いまして欠員が生じております。新役員の選任につきましては、後ほど議案第 10 号にて御説明申し上げます。

2 の事務局の状況の(1) 事務局組織でございますが、診療報酬審査委員会関係業務につきましては、これまで業務管理課管理調整係にて行っておりましたが、業務の円滑化及び効

率化を図るため、令和5年度より表の左から4列目業務審査課の下から2番目にあります、新設いたしました審査調整係にて業務を行っております。(2)の正規職員数につきましては、記載の通りでございます。29ページを御覧ください。3の機関会議でございますが、(1)の総会を2回、(2)の理事会は書面開催を含め5回開催しており、議事につきましては、29ページから30ページにわたり記載しております。30ページを御覧ください。下段にございますが、(3)決算監査を1回、記載の通り開催いたしております。31ページを御覧ください。4の審査支払の状況でございます。(1)の国民健康保険の状況を御覧ください。アにあります審査の決定件数は約673万件で昨年より12万件ほど少なくなっており、イの医療機関等への支払額も約1,306億円で、対前年度比99.52%と減少しております。これは、被保険者数が減少している影響とみられ、令和5年度の被保険者数は1年間で1万9,000人ほど減少いたしております。

また、アの4行目に査定点数、その次に査定率とございますが、査定は、審査にて請求が認められないもの等について減点処理などされた点数でございます。査定率は請求された総点数の中、減点された点数が占める割合を表したものでございます。その査定率でございますが、対前年度比67.79%と減少しております。また、(2)の後期高齢者医療のアの査定率を御覧ください。対前年度比が74.78%とこちらも減少しております。それについて、米印に全国統一のコンピュータチェックの導入により、一時的に減少とございますが、現在、国からの要請に基づきまして、全都道府県間の審査結果の差異を解消するために、審査基準の統一化が行われております。その中で、審査で使用するコンピュータチェックについても、これまでは各県独自のチェック項目を使用しておりましたが、令和5年度からは全国で統一された項目のみで、チェックを実施することとされたため、全国的に査定率が減少しているものでございます。

なお、今も審査基準の精査は続けられており、今後チェック項目は増え、査定率も増加するものと思われまます。

次に、(2)の後期高齢者医療の状況でございますが、アの決定件数は約844万件で昨年より約26万件多く、イの支払額も対前年度比104.91%と増加しております。

(3)の介護給付費も決定件数及び支払額とも対前年度比が増加しており、支払額は国保の支払額を超える額となっております。

また、(4)の障害介護給付費及び障害児給付費の支払額につきましても、対前年度比を御覧いただきますと、令和5年度もそれぞれ増加しております。どちらの給付費についても、新型コロナ流行中も含め毎年増え続けている状況でございます。

32ページを御覧ください。ここからは、第2重点事業として本会の「第2次中期経営計画」の三つの基本方針毎に重点事業を記載しております。三つの基本方針の一つが1の「保険者事業運営の支援」でございます。4事業を実施しております。(1)審査業務の充実・強化と支払業務の着実な実施ではイを御覧ください。こちらも国からの要請に基づき、同じ審査支払機関である社会保険診療報酬支払基金との審査基準の統一が行われております。その一つとして、医療機関から請求されたレセプトを受付する際の事務点検項目についても、支

払基金との差異を解消し、「適正な請求からの着実な支払い業務」を目指すため、支払基金にて開発した資材を組み込み、新たな受付仕様の導入を実施いたしております。

続きまして、34 ページを御覧ください。

また、(4) のKDBシステム利活用支援とデータ分析事業の拡大のイを御覧ください。令和6年度から保険者にて運用する第3期データヘルス計画策定支援では、初めに、有識者等からの助言を得て標準的な計画の様式を作成し、その後、計画内容の策定支援を45 保険者へ実施いたしております。また、福島県から医療・介護・健診等データに係る集計・分析、県国保の健康課題を含む報告書の作成を受託いたしております。

次に下段でございます、基本方針の2「新たなニーズ・課題への取り組み」も4事業行っており、(1) 健診受診率、保健指導実施率の向上に向けた支援では5つの取組を実施しております。その中で、すでに医療機関にかかっているため健診を受診していない方への取組といたしましては、35 ページの(エ)を御覧ください。

(エ) はみなし健診リストの活用支援でございます。本会では、特定健診を受診していない方の中で、医療機関にかかっている方を抽出したみなし健診リストを作成しております。そのリストを活用し対象の被保険者の検査結果データについて、医療機関より提供を受け、特定健診の受診者とみなす取組をはじめしております。それにより、市町村では、健診受診者としての管理や住民の健康課題の把握が可能となります。令和5年度は、モデル市分の検査結果データの登録、費用の請求支払業務を開始いたしております。

続きまして、36 ページの(4)を御覧ください。(4) は特別調整交付金(結核・精神)申請に係る支援とございますが、こちらは、結核及び精神疾病に係る医療費割合が基準額を超える場合に交付される交付金でございます。申請に係る支援では、前年度の医療費を使用した事前調査及びレセプトデータ等の情報の提供を開始いたしております。令和5年度は、10 市町村が交付申請を行い総額は1億6,770 万円となっております。

次に、基本方針の3「健全で効率的な組織運営への取り組み」では3事業実施しており(2)を御覧ください。(2)の持続可能かつ健全な財政運営では、適正な予算化及びコスト意識の向上、また、システム関連経費など高騰していく中、保険者へ更なる負担を求めぬよう安定的な財政運営とするためICT等積立資産を含めた各種積立金の確保に努めております。さらに、ITコンサルタントを活用し、委託料等の妥当性について助言を受け費用削減にも努めております。

なお、只今御説明いたしました以外の重点事業については、それぞれ記載のとおり実施いたしております。

37 ページを御覧ください。中ほど、第3基本事業といたしまして重点事業以外の事業について基本方針ごとに事業報告を記載しております、お時間の関係上説明は割愛させていただきますが、これらの事業についても適正かつ確実に実施いたしております。

次に、ページ飛びまして、61 ページを御覧ください。

別添として、先ほど説明いたしました、審査支払の状況の詳細を記載しております。後ほど、御覧いただければと思います。

以上、議案第1号について御説明いたしました。御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第2号「令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算」につきまして総務課長より御説明申し上げます。

ウ．事務局次長兼総務課長が議案第2号について次のとおり説明を行った。

引き続きまして、議案第2号「令和5年度 一般会計及び特別会計歳入歳出決算」につきまして、御説明させていただきます。

議案書と別にございます、説明資料①を御準備いただきたいと思います。

表紙をおめくりいただきまして、1ページを御覧願います。1 令和5年度各会計歳入歳出決算でございます。

まず、資料中央の表1を御覧いただきたいと思います。本会の会計、令和5年度は一般会計のほか九つの特別会計、特別会計はさらに15の勘定に分けて経理をしておりますが、それぞれの歳入・歳出の合計、差引残額をまとめております。

最終的な合計、決算額を表の上に大きく記載をしておりますが、歳入合計決算額は6,005億7,391万5,214円、歳出合計決算額は6,002億5,748万6,725円、歳入・歳出とも前年度比で102.71%、額にして158億円ほどの増となっております。

表の下に、歳入歳出決算の状況として記載をいたしました。令和6年度の当初予算には、6,513億3,715万円を計上しておりました。その後、今回の決算に至るまで、追加事業や積立金の増額などによって、予算の増額補正を承認いただき、進めてまいりました。

補正後、○の二つ目になりますが、最終的な予算現額、約6,519億円に対しまして、決算額6,002億は、約92%の執行率となっております。

なお、○の最後になりますが、決算額6,002億の約99%にあたります5,967億円は、各支払勘定で経理します診療報酬や介護報酬等の受払額という予算・決算でございます。

2ページを御覧ください。2の令和5年度各会計当期収支差額でございます。表2を御覧いただきますと、前のページでも示しました歳入歳出差引残額をC欄に再掲をしております。その右D欄には、前年度、令和4年度からの繰越額を記載しております。

C欄、この今年度の歳入歳出差引残額は、D欄の前年度からの繰越額を歳入として繰り入れた結果での差引となっておりますので、前年度からの繰り越し分を差し引きました、純粹に当年度だけの収支、歳入歳出の差額を現したものが、E欄の当期収支差額ということになります。いくつか、当年度収支でマイナス、となっている会計ございますが、令和5年度の本会全会計の当期収支差額、表のC欄一番下にありますとおり、令和5年度の差引残額3億1,641万1,336円 から、右となり前年度からの繰越額3億87万3,795円を除きましてプラスの1,553万7,541円が令和5年度当期収支差額という結果となっております。

表下に状況として改めて記載をしております。○の二つ目、になりますが、本会の事業運営上、不測の事態に備えることとしております財政調整基金積立金、そしてICT等の活用、今後の技術革新、DX化、クラウド化への対応など、今後ますます高額化するシステム関連経費の支出に備えましたICT積立資産など、将来に備えた積立をしっかりと確保した上で、

収支プラスで決算できております。

また、○の三つ目ですが、本会会計は記載のとおり、資産の積立や負債の管理等を含めまして、複式簿記によります適切な会計処理に努めております。一般会計、各会計の業務勘定分につきましては、国の通知に従いまして実費弁償方式が適用されます。いただいた手数料・負担金に余剰があれば保険者へ返還する、というものでございますが、国の定める算定方式にあてはめました結果、返還対象となる余剰は発生していないと判定されております。

また、その実費弁償による判定結果は、決算書類を添付し、毎年税務署に報告をし、確認をしていただいております。今回におきましても、本日の総会終了後に、提出を予定しておりますことを、合わせて御報告させていただきます。

続きまして、3ページを御覧ください。3の令和5年度各支払勘定前年度比較でございます。こちらは、先ほど99%とお伝えをしました、本会が行う診療報酬等の受け払いを經理します10の支払勘定のみを抜粋しまして、表の3に歳入、表の4に歳出の状況をそれぞれまとめております。

資料の上、四角囲みを御覧ください。各支払勘定の歳入合計決算額は5,942億253万2,186円、歳出合計決算額は5,941億8,277万5,315円、前年度比は共に102.84%額にして約164億円2,000万円の増となっております。

資料の下、各支払勘定の状況として2点、まず、○の一つ目でございますが、各会計の診療報酬、介護報酬等を含めまして、当初予算編成時には、コロナの収束により、受診控え等も解消し、それぞれ前年度より伸びる増加すると見込んでいたところでしたが、表にありますとおり、項番1-1国保の診療報酬、1-2国保の公費、1-3出産一時金は、前年度比で減少しております。

一方で、その他、項番2-1、後期高齢者の診療報酬、3-1介護給付費、4の障害介護給付費、5の特定健診費用はいずれも見込みどおり、前年度を上回るという結果になっております。

国保の支払勘定のみ減、という結果でございますが、やはり被保険者数の減、それに伴ってのレセプト件数の減が要因であろうと見ております。

また、○の二つ目、項番1-4抗体検査費用にかかる支払勘定につきましては、風しん抗体検査費用と新型コロナワクチン接種費用を經理する会計となりますが、特にコロナワクチン接種費用が大きく減少いたしまして、4年度に比べまして34.56%、3億3,000万円ほどの減となりました。以上が、各支払勘定の状況でございます。

続いて、4ページを御覧願います。4の令和5年度業務運営主要会計当期収支差額でございます。ここからは、今ほどの診療報酬等の受け払いである支払勘定に代わりまして、予算全体の残り1%とはなりますが、保険者等からいただきます負担金、手数料を財源としまして、人件費・事務諸経費等、本会の業務運営を經理する主要7会計の状況でございます。

7会計全体の当期収支差額は、プラスで1,451万9,100円となりました。

各会計別の内訳を表の5に、そしてその下に状況としてまとめておりますが、○の一つ目、最後にかっこ書きで記載しておりますとおり、前年度令和4年度は、この収支差額がマイナ

スの1,520万円でございます。

今年度は、国保中央会へのシステム関連負担金の増額に対応するため、減価償却積立資産を取り崩して充てたほか、国保データベース、KDBシステム負担金を新設し、御負担をいただくことで、財源の確保、透明化に努めまして、収支均衡を図ってまいりました結果、全体として1,450万円のプラスに転じたという結果でございます。

次のページにお進みいただきまして、ここでは、今御説明いたしました主要7会計につきまして、5ページが歳入の概要、6ページが歳出の概要、それぞれ科目ごとに内訳・詳細を示した資料となっております。

また、それぞれ表の下の方角枠には、状況、前年度と比較しまして増減が大きいもの、金額が大きいもの、特徴的なものについて、記載をしております。

まず5ページ、表下の歳入の状況でございますが、1一般負担金、こちらは、保険者様から、平等割と被保険者数割で御負担を頂いておりますが、被保険者数の減少、前年度比で5,781人、額にして約200万円の歳入減となっております。

なお、負担金は、前々年度の被保険者数に賦課をする規則となっております。令和5年度の負担金は令和3年度の被保険者数をもとに算出されております。令和2年度の被保数との比較で5,781人減となっております。参考まで、直近令和5年度の被保険者数は、5年前の平成30年度の被保険者数と比較して、6万4,000人ほど減少している状況です。

更に今年10月には更なる被用者保険の適用拡大が予定されております。

今後いっそうの被保険者数の減少、負担金収入の減を見込まざるを得ないという状況でございます。

それから、2の手数料につきましては、歳入全体の5割以上を占めるものですが、前年度比で約3,200万円減少、主な要因を3つほど黒ぼつ、記載しておりますが、まず、先ほど支払勘定でもお話ししましたが、国保処理件数、レセプト件数が2%、年間で約12万5,000件減少800万円、コロナのワクチン接種件数の大幅な減少により手数料歳入が約3,000万円の減同じくコロナ感染者の減、公費レセプトの請求件数の減によりまして、審査支払手数料が約1,000万円の減、などとなっております。

一方で、前年度比全体で増となっている要因となりますのが、3負担金、こちらも先ほど触れましたが、新設のKDB負担金で約2,300万円の増、それから最後7の積立金繰入金は、国保中央会へのシステム開発負担金、各種システム更改にかかる支出のために、減価償却積立資産を取り崩しまして、繰り入れを行ったことによりまして大幅な増となっております。

続いて6ページを御覧いただきまして、歳出でございます。基本的には、先ほどの歳入増分の裏返しとなりまして、同じく表下の歳出の状況を御覧いただきたいと思いますが、6備品購入費は、歳入の7で記載の分、システム更改対応のための機器調達、保険者設置パソコン、連合会職員用のパソコン、各種サーバ機器等の調達などによりまして、前年度比約4,000万円の歳出増、7負担金補助及び交付金では、国保中央会へのシステム関連負担金の増に伴いまして前年度比で約8,000万円の増加。などが、主な歳出増の状況でございます。ここまですがまず、各会計の歳入・歳出の状況でございます。

1枚おめくりをいただきまして、繰越金、積立金の状況を参考までに7ページ8ページにまとめております。

まず7ページは繰越金の状況、ここ3年間の推移でございます。下の表8、会計ごとに掲載しておりますが、中央の令和5年度実績、その右、前年度と比較しますと、会計ごとに増減はございますが、一番下、前年度差額合計1,450万円の増、2億8,848万7,000円を次年度へ繰り越しております。

なお、繰越額につきましては、こちらも参考まで、お伝えをしますと、6年前の平成29年度は4億4,000万円を繰り越して決算しておりましたが、年々繰越金を減らし、活用しまして収支均衡を図ってきておりまして、直近5年間は、2億8,000万円前後を保っている状況でございます。

続きまして、8ページ積立金の状況でございます。

中央の表9にありますとおり、4種類積立をしておりますが、直近3年間の推移をまとめております。上のグラフでも表しておりますとおり、積立の大部分赤で示しております減価償却引当資産となっております。令和5年度は全体の約6割程度、積立額は下の表、上から2段目に記載のとおり、8億6,000万あまりとなっております。その左に目を移していただきますと、3年度の12億、4年度の11億と年々減少しておりまして、上のグラフでも割合が減ってきているのがお分かりいただけるかと思えます。

表下の積立金の状況にも記載しましたとおり、システム機器更改や中央会への負担金支出増に対応するため、資産を大きく取り崩している状況です。

なお、これまでであれば、新たな機器の購入、買い替えによって新たな引当資産が増えていくということになるものですが、各システム、クラウド化が進んでおりまして、新たに自前で調達をし、機器を保有することがなくなっていくため、減価償却は今後、金額も全体の割合も減っていく見込みとなっております。

積立のもうひとつ、不測の事態、安定運営に備えます財政調整基金につきましては、各会計手数料収入の10%を目安に確保を続けておりますし、もうひとつ、全国に遅れをとって令和4年度から積立を開始いたしましたICT積立資産も、財政状況を見ながらはなりますが、積み増しを行いまして、保険者の新たな負担を軽減できればと考えております。以上が、令和5年度決算状況となります。

引き続きまして、9ページ以降、財産目録でございまして、令和5年度、財産状況について、御説明いたします。

会計年度事業期末日となります、令和6年3月31日時点におけます、本会のすべての資産、それから負債の状況をまとめたものとなっております。

表左の科目名を御覧いただきたいと思いますが、資産のうち、流動資産でございます。上から、手持ち現金、銀行預金を合わせました現金預金が約5億9,800万円、続いて未収金、こちらは、使用目的等の欄にありますとおり各種業務の手数料や委託料など、最後の3月に審査・処理をした分の手数料など、4月に保険者に納入いただく予定、3月末時点でまだ納入がされていないもの総額約2億7,225万、次の未収診療報酬等、は同じく保険者から4月

にお支払いをいただく診療報酬など 269 億 2,600 万円、支払勘定約 1 ヶ月分の受け払い分に相当します 3 月 31 日時点でまだ入金が確認できないものなど、本会の資産として計上するものでございます。

続く 10 ページ、こちらには固定資産を計上しております。土地などの基本財産、そして先ほども御説明いたしました各種積立金等などの特定資産、建物、付属設備、車両、公用車等その他の固定資産をそれぞれ計上しております、一番下、資産の合計は、303 億 690 万 2,126 円となっております。

おめくりいただきまして 11 ページが負債でございます。

負債は、同じく 3 月末日時点での業者等への未払い額、診療報酬等の未払い、職員給与に係る税金、健康保険料等の預かり金等を流動負債、その下、固定負債は職員退職金必要額、国保基金運営のためにお預かりしている国保基金預託金など、固定負債として計上しております。

下から 2 行目が、負債の合計となりまして、282 億 6,839 万 2,542 円。その下、資産合計から負債合計を除きました正味財産合計が、20 億 3,850 万 9,584 円となっております。以上が、財務状況についてでございます。

次の別資料、参考といたしまして、決算報告にあたり元となります、貸借対照表等の財務諸表を添付させていただいております。詳細の説明は省略をさせていただきます。

以上、議案第 2 号「令和 5 年度 一般会計及び特別会計歳入歳出決算」について、御説明をさせていただきました。御認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

エ. 議長が宗田監事（鮫川村長）に監査結果の報告を求めた。

オ. 宗田監事より次の内容で報告があった。

監事をしております、鮫川村の宗田でございます。監事を代表し、御報告いたします。

令和 5 年度の事業執行状況、各会計決算状況及び財産状況について、監査を行いました。

結果、いずれも適正に施行していることが認められましたので、御報告いたします。

なお、議案書の 177 ページから 181 ページに監査証を掲載しておりますので、御参照ください。以上です。

カ. 議長が議案第 1 号及び議案第 2 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第 3 号 令和 6 年度一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）について

議案第 4 号 令和 6 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について

A 業務勘定

議案第 5 号 令和 6 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について

A 業務勘定（後期高齢）

議案第 6 号 令和 6 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

について

A 業務勘定（介護）

議案第7号 令和6年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）
について

A 業務勘定（障害者総合支援）

議案第8号 令和6年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

議案第9号 令和6年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

ア. 議長が議案第3号から議案第9号まで一括して事務局に説明を求めた。

イ. 事務局次長兼総務課長が議案第3号から第9号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、議案第3号から議案第9号までの令和6年度、各会計の補正予算につきまして、先ほどと同じく、それぞれの議案書は別にございますが、概要をとりまとめました説明資料②で一括して 御説明させていただきます。

表紙をおめくり願います。議案第3号「令和6年度一般会計歳入歳出補正予算」からとなりますが七つの会計の補正について、御承認を賜りたく存じます。

七つの会計、説明してまいります、いずれも二つの共通する理由による補正となっております、こちら1ページ資料の項番2補正理由に記載しておりますとおり、（1）先ほど御認定を賜りました令和5年度の決算によりまして、繰越金が確定、いたしまして、6年度当初予算時に見込んだ前年度からの繰越金歳入に増額が生じますため、補正をさせていただくものでございます。

（2）、二つ目の共通する理由は、本会職員の人件費、給与・手当等につきまして、職員それぞれの従事する業務ごとに各会計に所属をさせまして人件費を管理しておりますが、令和6年4月の人事異動によりまして、所属をする職員の数が変更になりましたため各会計の歳入・歳出予算をそれぞれ補正するというものでございます。

それではまず、令和6年度一般会計でございますが、1補正内容表の左歳入順番前後しますが、まず2段目、繰越金前年度決算確定に伴いまして6年度歳入繰越金を504万3,000円増額いたします。

さらに、その上の段、他会計繰入金は、人事異動に伴いまして、一般会計に所属させます職員が増えております。各業務会計に所属をさせる専属ではない、業務全般に携わることから、国が示します共通経費、従事割合の基準により按分率を定めまして、各業務会計から繰り出されまして、一般会計において他会計繰入金として歳入に予算計上するものでございます。今回の補正により、1,428万2,000円を増額させていただきます。

一方、歳出ですが、一般会計に所属する職員増分の人件費、給与、手当、共済費をそれぞれ増額、歳入増分でなお不足する人件費について、予備費を減額して支出させていただきます。

一般会計は、歳入・歳出それぞれ合計1,968万5,000円の増額補正となります。

続きまして2ページをお開きください。議案第4号「令和6年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」、こちらはいわゆる国保関連業務のための会計でございます。

Aの業務勘定となりますが、まず左側歳入は先ほど同様前年度決算確定に伴いまして、繰越金を673万2,000円増額補正いたします。

また、歳出におきましては、こちらも前段説明申し上げましたとおり、国保の会計から一般会計へ職員が移ったことによりまして、各人件費、給料、手当、共済費をそれぞれ減額、いたしまして、一般会計への繰り出しとなります他会計繰出金を500万8,000円増額、歳出の減額分について予備費を1,300万円ほど増額させていただきます。総額673万2,000円の増額補正となります。

続いて3ページになります。議案第5号は、「令和6年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」でございます。

Aの業務勘定でございますが、左側の歳入の欄、二つの科目に対しまして、補正を行います。まず一つ目、繰越金につきまして、共通の理由、令和5年度決算確定に伴いまして、479万8,000円を増額、一方の歳出になりますが、こちらも国保会計と同様に人件費、給料、手当、共済費を減額、一般会計への繰出金 按分率で算出しました649万2,000円の増額、人件費減額相当分、最後の予備費を増額させていただいております。

さらに、後期会計だけの補正となりますが、下の補正理由、(4)を御覧いただきたいと思っております。福島県後期高齢者医療広域連合から受託を予定しておりました資格確認書等の作成業務、マイナ保険証をお持ちでない方に発行されるものでございますが、送付用の窓あき封筒に対しまして、一部視覚障害者の方に音声コードを付与するという対応を追加でお願いしたいと、御依頼を受けております。もう一度、上の表、歳入の欄を御覧いただきたいと思っておりますが、業務追加によりいただきます手数料歳入99万8,000円、歳出の方に作成事業費として同額99万8,000円をそれぞれ増額させていただくものです。後期会計では、総額579万6,000円の増額補正となります。

続きまして4ページをお開きください。これ以降、補正内容・理由が同様でございますので、個別の説明については省略させていただきたいと思っておりますが、まず議案第6号「令和6年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」Aの業務勘定、続く5ページは、議案第7号「令和6年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」Aの業務勘定、おめくりいただいて6ページ議案第8号は「令和6年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」Aの業務勘定、最後、7ページ議案第9号は「令和6年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」となっております。いずれも、前段で御説明させていただきましたとおり、歳入令和5年度決算確定に伴う繰越金の増、歳出は、人事異動に伴います人件費及び一般会計への繰出金、予備費それぞれの増減を補正させていただくものでございます。

以上、議案第3号から議案第9号、令和6年度各会計歳入歳出補正予算について、御説明をさせていただきました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ．議長が議案第3号から議案第9号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 10 号 役員の補欠選任について

ア. 議長が議案第 10 号について事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第 10 号について次のとおり説明を行った。

議案第 10 号「役員の補欠選任について」御説明申し上げます。

議案書の 211 ページを御覧ください。

前役員の退任に伴い 2 名の欠員が生じたため、本会規約第 20 条及び役員選任規程第 3 条に基づき補欠役員を選任したいものでございます。

選任する役員は、理事といたしまして三浦爾福島県保健福祉部長、監事といたしまして県中地区部会から御推薦いただきました須釜泰一玉川村長でございます。役員の任期は、本日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。

以上、議案第 10 号「役員の補欠選任について」御説明いたしました。御承認賜りますようお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第 10 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

(6) その他

ア. 議長がその他の事項について事務局に発言を求めた。

イ. 事務局次長兼総務課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

その他といたしまして、最後の資料となります、「令和 6 年度税制改正に係る対応について」を御覧いただきたいと存じます。令和 6 年度の税制改正によりまして、本会の会計処理に一部変更がございます。その概要について御説明をさせていただきます。

まず、資料左側に令和 5 年まで、右に令和 6 年度以降、という風に分けておりますが、1 番上に記載の●二つは、変更がない、前提を記載しております。

●の一つ目、連合会は、法人税法上「公益法人」に位置付けられております。自治体等は法人税の納付義務のない「公共法人」となりますが、本会は公益法人であり、収益事業については法人税を納付しなければならない、今までもこれからも、その位置付けは変わりございません。

●の二つ目、こちらは先ほどの説明でも触れましたが、実費弁償の適用となりまして、手数料等の歳入に余剰、いわゆる「利益」が出た場合には、次年度でその分を手数料から差し引き、返還すること、とされております。

その下、左側では、これまでは、ということですが、本会の基幹業務であります審査支払業務等は、納税義務のある「収益事業」である、とされておりましたがその下矢印、更にもその下になりますが、条件、所轄の税務署に対しまして、本会の設立目的や事業内容について、事前に説明、申請・了承を得まして、これも先ほど御説明したとおり、決算状況を所定の様式により毎年報告をする、という条件によって法人税の申告を免除されておりました。

令和 6 年度以降、何が変わるのか、ということですが、右側、これまで収益事業とされてきました審査支払業務等が、「非収益事業」と見直され、そもそもの納税の義務が

なくなった、ということでございます。

ただし、こちらにも新たな条件がついておりまして、改めて、厚労大臣から、審査支払業務等が非収益事業であることの要件を満たしていると証明を受けること、また、厚労省に対し、毎年事業状況の報告をし、確認を受けること。という条件により、非収益事業に分類され、法人税の申告が不要となります。

また、その下、積立に関しましても、見直されます。左側、これまでは、資産の保有にあたって上限、限度額が定められておりました。財政調整は手数料収入の10%まで、ICT積立資産は30%、職員退職金は、当該職員の退職5年前から見込額の1/5ずつを5年間で積む。こちらは、6年度以降右側、上限額は連合会ごとに定めることが可能となります。ただし、積立計画を作成して厚労省に提出をする、という事務手続きをふむ、とされました。

その他、連合会会計において、収益事業とみなされる業務がある場合には、別途そのための特別会計を新たに設けること、などが今回、改正された内容でございます。

以上の変更内容をふまえて、ということになります。最後に、下の矢印に記載しましたが、今回の改正にあたりまして非収益事業と認められる詳細な要件、厚労省や厚労大臣に提出する証明書類、方法などについて、未だ正式通知をいただけていない状況でございます。

今後、国からの通知等を受け取りまして、通知の内容、その必要に応じまして、臨時の理事会、そして総会の開催、こちらは書面での開催になるかと思いますが、今後検討してまいりますので、予め御承知おきをいただきたいという御案内でございます。御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。その他、「税制改正」に関する報告は以上となります。

ウ. 議長がその他の事項について、質問・意見等がないか発言を求めたが、発言はなかったため、審議を終了した。

(7) 閉会（午後2時50分）

高橋副会長（桑折町長）が次のとおり閉会のことばを述べた。

御提案いたしました議案について、原案のとおり承認をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

令和6年7月26日（月）福島市鎌田字卸町10番の1 ウィル福島アクティおろしまちで開催された福島県国民健康保険団体連合会通常総会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和 6年 8月 29日

議事録署名人

岡部 光徳

⑩